

湿地のワイズユースの評価方法と実施結果

*安藤元一¹⁾・辻井達一²⁾・佐々木美貴²⁾

(¹⁾東京農大・(²⁾日本国際湿地保全連合)

ラムサール条約第9回締約国会議において、湿地の賢明な利用(ワイズユース)とは「湿地の生態学的特徴を維持することであり、生態系アプローチの実施を通じて持続可能な発展という限定の中で達成することができる」と定義された。しかしこの定義から具体的に何をすべきか読み取ることは困難である。ワイズユースに関する理解を深めるためには事例に学ぶことが有効と思われるが、我が国の登録湿地が賢明に利用されているかどうか評価した試みは極めて少ない。本調査においては、ワイズユースにかかる評価基準試案を作成し、国内の登録湿地に適用して、その有効性を検証した。

調査対象は国内ラムサール条約登録湿地12カ所(サロベツ原野、厚岸湖、阿寒湖、釧路湿原、雨竜沼、蕪栗沼、佐潟、片野鴨池、琵琶湖、宍道湖、秋吉台、名蔵アンパル)および都市の憩いの場として使われている千鳥ヶ淵である。評価方法として、過去のラムサール条約締約国会議におけるワイズユースに関する諸決議・勧告を整理し、大項目として8項目(各10点)を設けた: a)経済活動との両立, b)地域の知恵と技, c.組織間の協力関係, d)制度・組織・計画の整備, e)沿岸域・集水域の考慮, f)調査研究・CEPAの実施, g)文化・健康, およびh)湿地の機能と生物多様性。次に各項目に3~10の細項目を設け、持ち点を与えた。該当する項目が賢明な利用に該当すると判断すれば、その規模にかかわらず評点を与えた。調査者は評価のために文献を調査するとともに、各湿地の経済活動に直接関わる人々数名へのヒアリングを2005-07年に行った。この結果から各湿地についてレーダーチャートを作成した。

各湿地のチャートを比較してみると、湿地毎の特徴が出るのは、総得点ではなく利用パターンであった。項目間の関連性として、「文化・健康」項目の評点が高い湿地は「調査研究・CEPA」の評点も高い傾向にあった。各湿地におけるコアとなる施設や人材の必要性も明らかになった。とりまとめ上の問題点として、琵琶湖のように面積の広い湿地は評点が高くなり、狭い湿地は低くなることがあげられた。また調査結果の開示に関して、関係者の関心が利用パターンよりも総得点に向きがちだったことから、開示方法に工夫が必要と思われた。多くの湿地に共通して見られた管理上の問題として、植生変化をはじめとする水鳥生息環境としての問題、および堆砂など集水域に起因する問題が挙げられる。特に集水域対策は小規模な努力では対策困難であり、現時点において成功例は見られなかった。評価作業の課題としては、湿地の利用が生態系にどのような影響を与えているか追求できなかったことや、文化や健康に関する価値の追及が不十分であったことがあげられる。

今回の試みから得られた結論として、各湿地において昔から行われてきた行為、とりわけ農水産業コミュニティをベースにした営みは概ねワイズユースであるといえる。しかし地元ではそのことが当たり前すぎて、その価値に気付いていないことが多かった。人々の生活エリア内にある湿地は、「使ってもよい」という発想よりも「使うことで守られる」という側面が強いようである。すなわち、使うことで地域の経済活動に組み込まれ、住民の関心が高まる。関心が高まれば行政も動かざるをえない。そうなれば保全のための予算も確保できるからである。